

平成18年9月6日

「簡易保険の支払保険金額等のお知らせ」の一部誤りについて

日本郵政公社では、簡易保険の保険金などをお支払したお客さまに対して、確定申告の際の参考としていただくため、「簡易保険の支払保険金額等のお知らせ」をお送りしていますが、今年4月から7月にかけて保険金などの支払があったご契約に対して発行したこのお知らせの一部について「未払利益配当金等」及び「差引支払保険金額等」欄の数値に誤りがあることが判明しました。

このような事態を招き、お客さま及び関係者の皆さまに多大なご迷惑をおかけすることになりましたことを深くお詫び申し上げます。

(注1) 「簡易保険の支払保険金額等のお知らせ」は、簡易保険事務センターで作成し、郵便局を経由して保険金などが支払われた翌年1月31日までにお客さまに送付するものです。

(注2) 「未払利益配当金等」とは、契約の途中で支払われず、保険金の支払時に併せて支払われる配当金などのことです。

1 発生原因

「簡易保険の支払保険金額等のお知らせ」を作成するシステムで、「未払利益配当金等」及び「差引支払保険金額等」欄を編集するプログラムに誤りがあったことです。

2 影響件数

169件

3 今後の対応

誤った「簡易保険の支払保険金額等のお知らせ」を受け取られたお客さまに対して、郵便局から個別に訪問するなどにより、事情を説明の上、お詫びをして、正しいお知らせをお渡しします。

また、今回のプログラムの誤りについては既に修正済みですが、今後は徹底した再発防止策を講じてまいります。

【報道関係の方のお問い合わせ先】

広報部門広報部(報道担当)

電話:(代表)03-3504-4411

(直通)03-3504-4162

(FAX)03-3504-0265

【お客さまのお問い合わせ先】

簡易保険事務センター

0120-552950(フリーダイヤル)

ガイダンスに従って簡易保険事務センターへの転送「4」を選択してください。